

特定非営利活動法人
埼玉県介護支援専門員協会会報

さいたまケアマネだより

《 増刊2号 》

〈発行〉特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会 (事務局) さいたま市浦和区仲町2・13・8

巻頭言

NPO 法人化第3期 18年度協会運営に当たって

・・・改正介護保険制度スタートの中で・・・



副理事長 千葉 道子

いよいよ改正介護保険制度がスタートしました。「明るく活力ある超高齢化社会の構築」「制度の持続可能性」「社会保障の総合化」の3つの基本的視点で見直されたのですが、具体的に示された施策が複雑で、実務上の手続きが分かりにくいものになってしまった感があります。何よりも心配されることは、軽度者担当のケアマネジャーやケアプラン書式及びサービスが途中で変わってしまう場合があることです。前制度下においても制度理解困難であった利用者等にどのように説明すればよいのか、認定が確定するまでの期間の対応をどのようにすればよいのか。いずれにしても利用者等に不安や不利益を与えないよう市町村・「地域包括支援センター」との綿密な連携を図る役割がケアマネジャーに求められます。

ケアマネジメントの質の向上のための仕組み、取扱件数による報酬の低減制や集中減算等で示されました。その意図は「公正中立、丁寧なケアマネジメント」にあると思われませんが、事業所収支は変わらないか悪化するため、ケアマネジャーにとって、所属組織の一員として苦しい状況が増幅した気がいたします。しかし専門職としての倫理観をもって業務を遂行することを忘れてはならないでしょう。プライドをなくしては仕事の喜びは得られません。社会からも専門職として認められません。

そもそもケアマネジメントの難易度と要介護度は別物と考えます。ケアマネジメントには、ICFという環境因子、特に家族及び経済状況が大きく影響します。その上、今回の制度改正という社会環境因子が追加されました。しかも医療・介護等社会保障制度の見直しは今後ますます加速する気配です。

このようにケアマネジャーを取り巻く環境が厳しい中、当協会としては、会員のみならず県及び他団体からの期待に応えるべく、18年度は事業を大幅に拡大したいと思います。独自の研修事業の充実はもちろん、現任・更新研修の受託ができるよう県に働きかけます。また、介護予防ケアマネジメントの研修については、当協会理事4人が既に指導を担当していますので、県の代行研修を提案しております。第三者評価事業実施、情報の公表の調査受託も目指します。「はろーケアマネ」は既に受託しましたが、更に充実させ、また、相談内容を広く公開し活用していただけるようにします。

居宅介護支援費は少しずつ上がりましたが、まだまだ専門職の報酬とはいえません。社会への専門性のアピールが足りない明かしです。具体的に地道に行動しながら勝ち取っていかなくてはなりません。その行動の一つが専門職能団体に所属し活動することです。当協会だけでなく「日本介護支援専門員協会」への入会、「日本ケアマネジメント学会」等関係団体への協力も大事です。(学会主催の研究大会への参加者及び演題発表者募集中です。) 今回の「実施上の留意事項」の中で、特定事業所加算要件の例外が示されました。もし諸団体からのパブリックコメントが功を奏したのであれば、私たちの活動が認められたこととなります。

実務上まだまだ分からない部分が残ったままで、当分悩みや忙しさは尽きそうにも無いこととは思いますが、このような状況を改善するためにも、協会運営にご協力・ご支援をよろしく願いいたします。合わせて多くの方の総会参加を希望いたします。

第2回 定期総会 告 示

第2回定期総会を下記の日程で執り行います。会員の皆様の積極的なご参加をお待ちしております。やむ得ない事情でご欠席の方は同封しました委任状にご記入の上投函ください。総会の成立に関する重要な決定事項でありますのでよろしくお願いいたします。

日 時 : 5月28日(日) 14:00 から 17:00
場 所 : 埼玉教育会館
内 容 : >総会 《決算案・予算案、新年度事業計画案等審議》
>基調講演 「介護制度の見直しについて」

～利用者本位の制度を目指して～

厚生労働省老健局振興課

遠藤 征也 氏

なお、誠に遺憾ながら、17年度会費未納入の会員さんも定款上議決権がございますので参加、または委任状の提出をお願いいたします。

シリーズ 介護保険改正後の状況

「介護保険改正—地域包括支援センターの運営から—」

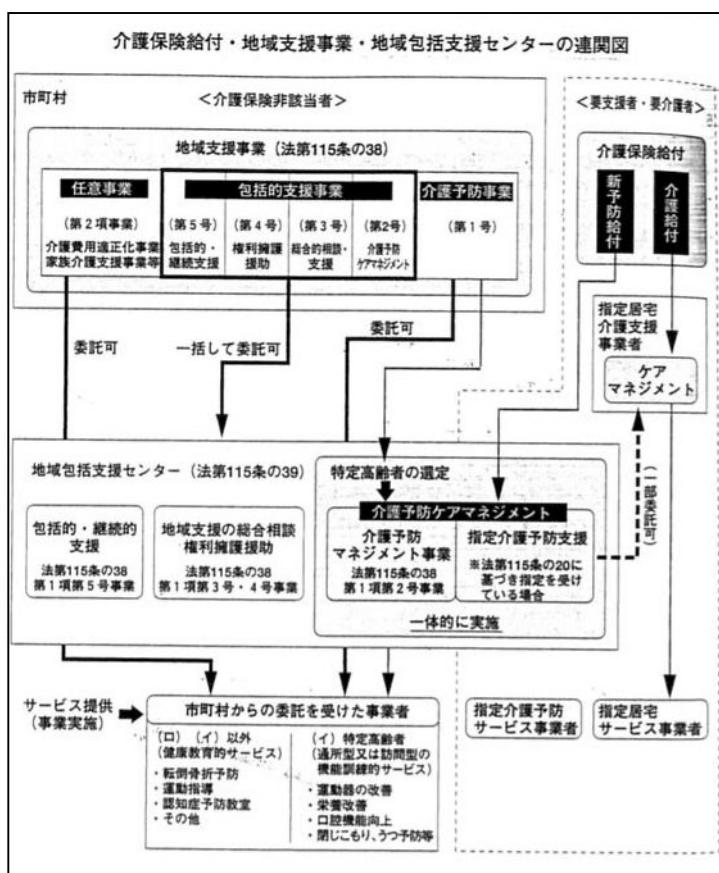
さいたま市西区南部圏域地域包括支援センターくるみ

社会福祉士 新明 幸子

4月に入り介護保険改正法が施行されました。新しい制度のキーワードは、「尊厳」「介護予防」「地域密着型」で、高齢者を要介護状態になる前に地域で支えるというコンセプトが打ち出されました。新たなサービス体系も確立され、そのひとつに、地域における「共通的支援基盤」「総合相談支援・権利擁護」「介護予防ケアマネジメント」「包括的・継続的ケアマネジメント支援」を担う中核機関として、地域包括支援センターが介護保険法に創設・位置づけられました。

まず地域包括支援センターの概要を改めて示します。

- 責任主体は市町村ですが業務を委託することができ、運営費に介護保険料を充てるなど、これまで市町村の責任において公費で実施してきた高齢者保健福祉施策を転換させる仕組み。介護保険法に新設された地域支援事業のうち、「包括的支援事業」を一括して担い、「介護予防事業」の特定高齢者把握事業を実施する。また、新予防給付に係るケアマネジメント（介護予防支援）を担う。
- 新予防給付のケアマネジメントの業務を居宅介護支援事業所に委託した場合であっても、利用者との契約の締結、介護予防サービス計画原案の確認、介護報酬の請求等は地域包括支援センターが行う。ただし、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護等を利用する要支援者の介護予防サービス計画等については当該事業者が行う。
- 市町村ごとに「地域包括支援センター運営協議会」を設置し、地域の社会資源の開発、地域包括支援センターの人材の確保等を行う。
- どのようなサービスを利用すべきかわからない高齢者に対して、そのニーズに適切に対応できるよう「ワンストップサービス」の拠点の役割。

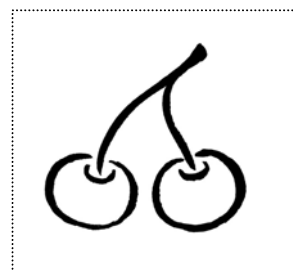


改正介護保険制度がスタートしたばかりですが、地域包括支援センターの現状について説明いたします。

運営形態は、全国で市長村直営3割、7割委託型と予想されています。担当区域の1号被保険者数が、概ね3,000～6,000人未満に1ヶ所の人員配置が基本的な基準ですが、さいたま市は6,000～9,700人で25ヶ所に委託されました。要支援1,2の認定者は4月の利用者からいるのですが、地域包括支援センター（以下「包括」）の事業の委託も同じ4月1日で、体制が整わず準備不足のまま動き出しました。混乱振りのひとつに、4月と5月の予防プランは、利用者との契約はそれぞれに必要なのですが、4月分の利用者契約を誰が行うのかの認識が、包括によってもまちまちで、契約に回っている包括があるとの情報が入るとあわてて資料を読み、違いを確認して教えあう等という事もありました。

行政からの情報量は少なく断片的なうえ、契約書をはじめ必要な書類や業務の流れの見解が、市と区で違いがあったり曖昧であったりします。正確な情報を入手し難い中、焦りからいきおい様々な情報にとびついては振り回されがちです。また、「市報」の4月号に「高齢者虐待防止法」が施行されたこと、発見者は各区高齢介護課か包括へご連絡をとる案内が出ました。しかし、「虐待」に関して市や区との連携や協力体制の整備はできていませんし、厚労省から出る予定の「高齢者虐待への対応ガイドライン」もまだ届いていない状況なのです。いきなりパンフレットや広報とは驚きです。「虐待」の連絡が入らないことを願う日々です。西区は2つの包括ですが、足並みをそろえるために互いに誘い合って行動しています。所轄の警察から問い合わせがあった時も、一緒に出向いて担当者と情報交換を行いましたし、区役所の担当者との週1回のミーティングの定期化も決まりました。助け合いと協力が不可欠です。

「地域包括支援センターは、包括的支援事業及び介護予防事業の特定高齢者把握事業を実施し、地域住民の心身の健康の維持、及び生活の安定のために、必要な援助を行う・・・」ことを目的とし、3職種の協働による4機能の総合的实施といわれています。しかし、現実には、当初からの懸念どおり介護予防プランに追われそうな雲行きです。介護予防事業の委託を受ける居宅の、ケアマネ1人あたり8件を上限としたことで、上限を超える予防プランは全て包括が担います。特定高齢者の予防プラン数も把握できていませんし、包括は上限が設けられていないとはいえ、3職種でかきりきりでも不可能な対象人数が予測されます。「介護が必要な人にサービスを」から「介護が必要にならないようにサービスを」との変換には、きめ細やかな対応が求められます。しかし、予防プランに追われ、ゆとりのない包括の3職種を、利用者はすんなりと受け入れてくれるのでしょうか。包括は3年後に見直されます。地域包括ケアを推進するための道具建てとしてつくられ、改正の理念を具現化するための役割を課せられた包括は、前途多難です。さいたま市は50ヶ所の在支が当面そのまま残ります。包括と在支は何が違うのか、今後どのように役割分担をし、利用者へどのように説明をし、どのような利用のされかたになるのか、全てはこれからです。包括に移行する介護予防の実数が明らかになる秋以降、落ち着きを取り戻すであろうといわれています。混乱と不安の船出ですが精一杯努力したいと思います。



「栄養改善による介護予防」セミナーに参加して

理事 窪山 一枝

平成18年改正介護保険制度がいよいよ4月より施行された。当然のことではあるが人の健康に対してあらためて「予防」という観点が重要視されたのである。健康3原則は栄養・運動・休養である。いまあらためて国民の健康を守る為には「栄養管理」を中心に据えるべきであるが、ようやく「介護予防」「疾病予防」において今回介護保険改正の目玉の一つとなった。

介護予防策として1. 機能訓練、2. 低栄養予防、3. 口腔ケアに重点がおかれ、高齢者への健康を維持し介護の重度化を予防することになる。

2月18日(土)埼玉会館において南大和病院栄養科長 田中弥生先生をお招きしスキルアップセミナー「栄養改善による介護予防」の講演が行われた。介護予防3視点の一つである「栄養改善」というテーマが時を得、多忙な時期にもかかわらず多くの参加を得ることが出来た。

講師 田中弥生先生は現在神奈川県南大和病院栄養科長としてご勤務の傍ら全国在宅訪問栄養食事指導者研究会会長、NST(栄養サポートチーム)専門療法士として臨床現場の指導さらに多数の著書活動と七面八尾の活躍をされており、まさに健康をまもる栄養という現場において中心的な存在といえるだろう。

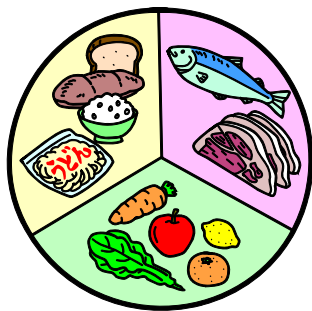
その講義内容は臨床の場で得た深い視点であり、医療チームの一員としての知識に基づいた内容を分かりやすくご説明いただいた。

「家庭生活の中で療養者の心と体を見る」という視点で在宅ケアにおける栄養管理は療養者の命の維持であり、栄養状態を良好に保っていかなければ療養者や高齢者の治療の効果や病状緩和あるいは疾病の予防に繋がらないと話された。ケアマネは生活習慣病をもつ要介護者に接する機会が多く、「食事療法」としての栄養指導を中心としてケアプラン作成してきたことから、「偏った食生活、過カロリー摂取の改善」へ視点が向けられていたが、現実には高齢者のかなりの頻度で「たんぱく質・エネルギー低栄養状態(PEM状態)」の方が見られるという報告に驚きを覚えた。

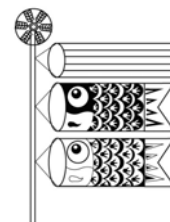
在宅・施設のケアマネジメントを担う介護支援専門員こそ要介護・支援者の介護の重度化を防止、治療効果をあげ、健やかな一生を過ごせるようもう一度「栄養=食」を見直していく必要を実感した。

4月より介護保険サービスとして栄養マネジメントが開始されたが、





これからの課題として、在宅・施設ケアのチームワークの中に管理栄養士の参加をどのように求めていくか、分かりやすい栄養アセスメント手法の確立、介護サービスの中で実施可能な適切な栄養マネジメント方法を十分論じていく必要がある。



第1回 入間東ブロック会員意見交換会を終えて

入間東ブロック

担当理事 小川 侑子

平成18年2月4日(土)に予てよりご提案させて頂いていた、「協会の組織体制」について意見交換会を実施致しました。参加者23名(入間東ブロック会員数115名)と少人数ではありましたが、有意義な時間を過ごすことができました。

開催前に事前アンケート調査を行い、これを基にして当日意見交換をしました。介護保険制度改正が目前でしたので、意見のほとんどが改正に関する内容でした。

入間東ブロックは10市1町が近接しており日常的な交流がある地域です。その自治体独自の体制を伺う事ができたことは幸いでした。担当している利用者さんのケアプラン作成が、2、3の自治体にまたがる内容の把握が大変になってしまうことも多くあります。今回初めて意見交換会(顔合わせ)に参加して頂きましたので面識ができ、今後、お隣の自治体に関する色々な問題が起きた時に、相談できる人がいるという心強い関係をもつことができたのではないかと思います。情報収集する時は、介護支援専門員の横の繋がりも大切なことのひとつです。参加して頂いた会員の中には、「今後も続けてほしい」と云ううれしいご意見も頂きました。

県協会での研修は、場所・時間の制約が多いことも事実です。そこで、参加しやすい地域で開催し、気軽に参加できる体制が望まれます。このブロック会議がきっかけになって、更なる拡大ができることを望んでいます。

このようなブロック会員の意見交換会を通じて、介護支援専門員にとって、今、何を一番必要としているのか、直接業務に反映でき役立つものは何かこれらのニーズを掴みたいと思います。そして、そのニーズに応えることができるよう、県協会は努力していきたいと思えます。



最後にお忙しい中参加して

頂いた会員皆様に、心より感謝致します。今後ともご支援・ご指導のほど宜しくお願い致します。

なお、研修等ご協力して頂ける方を募集しております。協会事務局までご連絡いただけたら嬉しく思います。

*入間東ブロック（朝霞市、入間市、川越市、狭山市、志木市、所沢市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、和光市）



埼玉県介護支援専門員協会からのお願い

協会ホームページ閲覧のお願い

前々回にもお願いいたしましたが、セミナーにて実施したアンケート結果をみますとほとんど閲覧していない方が(1ヶ月に一回程度の閲覧を含めて)88%に達するのが現状です。できることなら、職場の代表の方に少なくとも週1回程度の閲覧をお願いし、情報の共有をお願いしたく思います。協会から緊急のお知らせなど最適な手段ではありますが活用されなくてまことに残念です。県からのお知らせ(介護制度改革インフォメーションのリンク始めています)や各種募集などの取組情報を公開し、迅速・公正手段にしていく考えです。また、これにより作業の効率化、費用の節約を図りたいと思います。

協会メールアドレス再変更のお知らせ

都合により、再変更いたしました。ご迷惑おかけして申し訳ありませんが、お手許のアドレス帳等の記載変更をお願いいたします。

新アドレス：s_shien20817@palette.plala.or.jp

「はろーケアマネ」は当協会が運営しています

埼玉県ケアマネ支援相談窓口 名称『はろーケアマネ』の運営を埼玉県介護保険課からの委託事業として、当協会が受託し4月1日から運営を開始しました。運営開始にあたり、運営基準を改めて明示いたしますので、基準を遵守しご利用ください。

《はろーケアマネ運営基準》

- 1) 名 称 「はろーケアマネ」
- 2) 開設日 **毎週水曜日、土曜日** 【6月1日から毎週水曜日、金曜日】
午前9時～午後4時まで（専任の相談員1名配置）
- 3) 設置場所 特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会事務局内
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2・13・8ほまれ会館
電話：048・825・5013 FAX048・835・4344
Eメール：s_shien20817@palette.plala.or.jp
- 4) 業務内容 介護支援専門員からのケアマネジメント及びケアプランに関する電話相談や面談に応じます
- 5) 実施方法
 - ア. 相談の受付 電話・FAX・Eメールで受け付けますが、面談の場合は予め電話等での予約を行い、開設日に来所することを原則といたします。
 - イ. 対応方法 ・回答可能なものについては、相談員の判断により対応する。即答できないものは後日 回答いたします。
・関係機関との連携・調整が必要なものについては、関係機関の助言に基づいて対応する。
 - ウ. 相談内容等個別情報について
受理した相談内容については、埼玉県情報公開条例に規程する開示しないことができる個人情報等に該当する場合を除き、関係機関へ情報提供を行う。
 - エ. 相談者へのお願い
相談者が激増しておりますので、予め相談内容をメモの上、簡潔で的確な相談をお願いします。コンプレイン(不満など)などはご遠慮ください。また、予めFAX・Eメール等で内容をお知らせいただければ助かります。

事務局からのお知らせ

① セミナー受講料変更及び前払制開始について

皆様のご要望に答え、昨年度は11回のセミナーを実施しましたが、受講料が不適正であったこと及びこれに伴う費用が大きく増加したことにより、協会の収支が大幅な赤字になりました。この反省点を踏まえ、研修会にてアンケートを行い、受講料値上げについて、ご理解いただける結果を得ましたので受講料を変更することにしました。(個々には研修会チラシでご案内いたしますが、原則スキルアップセミナーは正会員2000円、非会員4000円の予定です。総会にて予算案が承認にされた後、執行いたします。)

また、いずれの回でも実参加者は、申込者の約80%でした。このため、キャンセル待ち制度を取り入れましたが、欠席連絡なしの状態に改善が見られません。この対策として、今年度から原則として前払制(受講希望者は予め同封の振込用紙でお振込みください。)に変更いたしましたので、あわせてご理解とご協力をお願いいたします。

尚 開催日の1週間前までのキャンセルは返金いたします。

② 「はろーケアマネ」相談員募集

4月1日から「はろーケアマネ」運営開始に伴い、円滑な運営ができるように相談員を増員いたします。経験豊富な皆さんが奮って応募いただきますようお願いいたします。応募の資格要件を以下に示します。

応募資格要件

- ア. 地域包括支援センター所属のケアマネ
- イ. 主任ケアマネ資格取得者(または同等資格の経験者)
- ウ. その他、埼玉県介護支援専門員協会が認めた人
- エ. 自薦他薦は問いません。
- オ. 書式がありますので電話または封書でお申し込みください(この項担当は事務局の^{しらと}白戸です)

③ 居宅介護支援事業所の紹介コーナー

今年度後半から居宅介護支援事業所の紹介コーナーを設けます。(事業所のセルフポイント等を受け付けます)(2段組の半ページ、図写真含む)

選定は、事業所番号を乱数表で選択して公正に決めます。事務局から原稿依頼がありましたら期限までに作成をお願いいたします。



賛助会員紹介コーナー



- ・和光福祉会 居宅介護支援支援センター ファミール SHOURAKUJI
- ・伊奈病院指定居宅介護支援事業所 ささえ
- ・医療法人 地の塩会 戸田東在宅介護支援センター
- ・社会福祉法人育心会 悠久園居宅介護支援センター
- ・医療法人 中村会 本庄南介護支援センター

《受付順、掲載の許可いただいた事業所のみ掲載しております。掲載は2回しております》

ご支援ありがとうございました。

会報「さいたまケアマネだより」 広告等掲載募集のご案内

広告等の掲載をご希望の方は、事務局までお問い合わせください。案内書類をご送付いたします。

掲載費用：一回当たり、A4版紙面を基準として

紙面の1/2 20000円 紙面の1/4 10000円

紙面の1/8 5000円

上記金額は賛助会員の場合、一般の場合はこの金額の1.5倍になります。なお、原稿内容により、掲載できない場合もありますことをご了承ください。

介護支援専門員・専門サイト「ケアマネジメント・オンライン」

介護業界の最新情報やケアマネジメント業務に役立つ文例集やケアプラン数管理ツール、居宅介護支援費試算ツールなどの情報が満載です。

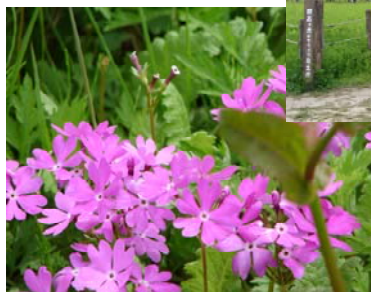
- 登録やサービスについて：利用料金は一切**無料**です。（広告収入で運営しています。）
- アクセス方法：「YAHOO」や「Google」で「ケアマネジメントオンライン」と検索してください。
- 現在、全国・約3,000人のケアマネジャーの方々が会員登録し、サービスをご利用いただいています。
- 主なサービス内容
 - ・ニュース：毎日更新。（ケアマネジャーに関連する情報を中心に配信。）
※居宅介護支援の報酬・基準改定情報だけでなく、区分変更申請、認定調査、住宅改修や各種サービスの変更点などケアマネジャーの業務に関わる変更点を網羅しています。
 - ・お役立ちツール：各種帳票類の文例や各種様式、居宅介護支援費・試算ツールが利用できます。

<http://www.caremanagement.jp/> 運営会社：株式会社インターネットインフィニティー
住所：東京都中央区東日本橋1-2-10東日本橋ユートピアビル4F TEL:0120-542-791

桜の春

さくら草自生地〔さいたま市田島ヶ原〕

埼玉県、さいたま市のシンボルの花です。田島ヶ原は、日本で唯一の自生地で国の天然記念物となっています。今が満開、身近で可憐な花を見ることが出来ます。



「咲きみちて庭盛り上がる桜草」 青邨

ゆうゆうケア ～小規模多機能型居宅介護がオープンします～

地域を支える仲間を募集しています！

「地域に根ざして、一人ひとりに近い、家族のような環境を作りたい」との思いから北本市東間において小規模多機能型居宅介護を6月にオープンさせる予定です。

《ゆうゆうケア》では独自のシステムをとり、ケアマネは希望する件数だけプランを立てられるよう工夫されています。今は違う仕事をやっているがケアマネもやってみたい方、資格は持っているがケアマネは初めての方等、ご興味のある方は是非ご一報ください。

～ 事業概要 ～
事業所名 あおぞら
登録定員 25名
通い利用 15名
泊り利用 6名

～ 募集職種 ～
介護職 看護職 ケアマネジャー
夜勤（介護職）できる方歓迎します

ゆうゆうケアではケアマネジャーを募集しています。

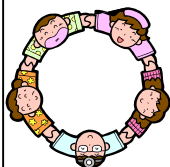
北本市中央 3-71-4 048-593-7688 採用担当
居宅介護支援 訪問介護 訪問看護 《ゆうゆうケア》◆ 通所介護 《みなみ風》

< ケアマネジャー急募 >



5月1日より新規開所

年齢不問、給与は面談の上ご相談、社会保険完備、
随時面接、ぜひご一報ください。



富士見市勝瀬1465 ドレイクふじみ野303号

居宅介護支援 訪問介護事業所

(有)あざみ野在宅介護サービス 担当 畑

TEL049-261-6971

編集後記

「行ってきたよ～」と友達に明るく声を掛けられ、おもわず「何？介護」と言ってしまった私。「あなたの頭の中にはそれしかないの？」と苦笑されてしまった。別の友人に、「老後の住まいを考える講座をうけたの。色々考えちゃうな」と話したら「老後の心配より、今を楽しく生きなくちゃ！がんばり！」と励まされた。少しストイックになりすぎているか・・・たまには、「自分自身が喜ぶ事をしてもいいよ」と、自分に許可をだしてあげよう。そう思う今日この頃です。 E. S

- ・発行人：特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会 谷口 清和
- ・特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会事務局
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-13-8 ほまれ会館内
TEL048-835-4343 FAX048-35-4344
E-mails_shien20817@palette.plala.or.jp HP : <http://www.saitama-cm.com/>

